

独立行政法人評価制度委員会令案要綱

第一 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができること。
（第一条関係）

第二 委員会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用すること。
（第二条関係）

第三 委員会の庶務は、総務省行政管理局に置かれる管理官が命を受けて行う場合を除き、同局企画調整課において処理すること。
（第三条関係）

第四 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めること。
（第四条関係）

第五 この政令は、平成二十七年四月一日から施行すること。
（附則関係）